

宮崎公立大学学生海外留学に関する規程

平成19年4月1日
規程第82号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎公立大学学則第38条に基づき、宮崎公立大学（以下「本学」という。）学生の海外への留学に関し、必要な事項を定める。

(留学の定義)

第2条 この規程で留学とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 学術交流協定又は了解覚書に基づき、本学の助成を受けて派遣されるとき
 - (2) 修学の必要から本学の許可を得て、学術交流協定又は了解覚書を締結している大学等で、4か月以上にわたり私費で留学するとき
 - (3) 修学の必要から本学の許可を得て、日本国又は外国の国費又は公費を財源として外国の大学等で4か月以上にわたり私費で留学するとき
- 2 前項第1号により留学する学生を公費派遣留学生、第2号により留学する学生を私費派遣留学生、第3号により留学する学生を認定留学生という。
- 3 二ヶ月未満の海外留学を海外短期留学という。海外短期留学については別に定める。

(留学の対象大学)

第3条 留学の対象となる外国の大学は、学長が認定した学位の授与権をもつ大学又は本学と協定及び了解覚書を結んだ大学とする。

(大学間協定の内容)

第4条 前条の掲げる協定及び了解覚書には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 締結期間
- (2) 派遣又は受入れについての依頼
- (3) 履修可能な授業科目の範囲
- (4) 派遣又は受入れ学生数
- (5) 学費及び納入方法
- (6) 奨学制度の有無
- (7) その他協定及び了解覚書に必要な事項

(留学の資格)

第5条 留学できる者は、本学に一年以上在籍し、かつ、在学一ヶ年につき20単位以上の単位を修得した者でなければならない。

(出願の手続)

第6条 留学を志望する者は、所定の留学願を学長に提出しなければならない。

- 2 前項の留学願には、留学先、滞在予定住所、選考学部学科、留学期間及び留学の目的を明記し、受け入れ機関の許可書を提出するものとする。

(留学の許可)

第7条 留学の許可は、教授会の審議の報告を受けて学長が決定する。

- 2 学長は、留学生の受入れを外国の大学又はそれに相当する高等教育機関に依頼する。

(留学できる期間)

第8条 留学期間は、原則として4か月以上1年以内とする。ただし、教育上特に必要と認められる場合は、その期間を短縮又は延長することができる。

- 2 留学期間の延長を希望する者は、留学期間終了予定の二ヶ月前までに留学期間延長願を学長に提出しなければならない。
- 3 学長は、教授会の審議の報告を受けて、留学期間の延長を許可することができる。
- 4 第一項及び前項の留学期間は、修業年限に算入する。

(留学終了の手続)

第9条 第2条第2項に定める留学生は、帰国の日から1月以内に、所定の留学終了届に履修期間及び成績が明記されている単位修得証明書を添付し、学長に提出しなければならない。

(修得単位の取扱)

第10条 学長は、留学期間中に修得した授業科目の単位について、学術交流協定及び了解覚書締結校からの単位修得証明書等により、教授会の審議の報告を受けて単位認定することができる。

2 前項により認定する単位数の上限は、学長が別に定める。

3 留学において本学の開講科目で履修登録することができる科目は、専門演習Ⅰ、専門演習Ⅱ、専門演習Ⅲ及び専門演習Ⅳとする。

(卒業の取扱)

第11条 前条の単位認定によって卒業要件を備えた者は、留学期間終了の年度に卒業させることができる。

(留学期間中の授業料)

第12条 留学期間中に第10条第3項の規定に基づき履修する学生は、留学期間中の授業料を納入しなければならない。

(履修手続の取扱)

第13条 学年暦の差異によって生じる履修手続上の取扱については、教授会の審議の報告を受けて、学長の定めるところによる。

(留学許可の取消)

第14条 学長は、次の各号に該当する留学生について、教授会の審議の報告を受けて、第7条に定める留学の許可を取り消すことができる。

(1) 修学の実があがらないと認められる者

(2) この規程の定める義務を怠った者

(3) 学生査証が認められない者

(4) その他、学生の本分に反した者

(公費派遣留学生への特典)

第15条 公費派遣留学生の取扱については、この規程に定めるもののほか、第4条に定める大学間協定の内容に基づき、特別の取扱をすることができる。

(事務の所管)

第16条 学生の海外留学に関する事務は学生支援課が所管する。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、学生の海外への留学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。